

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第654号

2014年（平成26年）5月8日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会
理事長 金澤 将光 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2014年（平成26年）4月22日付けで諮問（第654号）された自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、鵜沼海岸駅自転車等駐車場の防犯カメラの録画データの照会がなされた。

なお、鵜沼海岸駅自転車等駐車場の防犯カメラ設置につきましては、2008年の答申第350号により承認済である。

については防犯カメラ映像は個人情報であり、当該個人情報を刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラの録画データを目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

3月23日0:00～16:40の録画データ

(神奈川県藤沢警察署司法警察員からの照会があり、確認したところ、3月21日、3月22日分は保存期間が経過し、録画データを消去しているため、上記期間のみの提供。また、当該自転車の駐輪位置よりカメラNo.10、12の録画データのみとする)

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「当該事件については、自転車への器物損壊被疑事件で、発見場所が鵠沼海岸駅自転車等駐車場のため、解決のため情報を得たい」とのことであった。

本件の目的外提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラに記録された録画データであり、録画データに記録された映像で確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(4) 提出書類

ア 別紙「捜査関係事項照会書（写し）」

イ 別紙「個人情報取扱事務届出書」

ウ 別紙「防犯カメラ位置図」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「当該事件については、自転車への器物損壊被疑事件で、発見場所が鵜沼海岸駅自転車等駐車場内のため、解決のため情報を得たい。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が自転車等駐車場運営業務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

実施機関の説明によると、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラに記録された録画データであり、録画データに記録された映像で確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であるとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上